

議第 2 2 号 呉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

定員適正化の推進に伴い、条例で規定している職員の定数と実員数とに乖離^{かい}が生じる部局について、定数の見直しを行うものです。

2 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

3 第 4 次呉市長期総合計画との整合性

第 7 節 都市経営分野

第 1 項 行財政改革

1 健全な財政運営の確保

4 関係法令

(1) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 2 条第 3 項

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 9 条

5 新旧対照表

現行	改正案
第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>1,320 人</u> (2) 上下水道事業管理者の事務部局の職員 <u>200 人</u> (3) 議会の事務部局の職員 19 人 (4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 9 人 (5) 監査委員の事務部局の職員 8 人 (6) 農業委員会の事務部局の職員 7 人 (7) 教育委員会の事務部局の職員 <u>137 人</u> (8) 公平委員会の事務部局の職員 1 人	第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>1,270 人</u> (2) 上下水道事業管理者の事務部局の職員 <u>195 人</u> (3) 議会の事務部局の職員 19 人 (4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 9 人 (5) 監査委員の事務部局の職員 8 人 (6) 農業委員会の事務部局の職員 7 人 (7) 教育委員会の事務部局の職員 <u>130 人</u> (8) 公平委員会の事務部局の職員 1 人